「中小企業の会計に関する指針」の意義と課題

平 野 光 利西 川 登

目 次

はじめに

- 1. 中小企業会計指針の創設経緯とその性格
- 2. 中小企業会計指針の意義
- 3. 中小企業会計指針の全体的な問題点
- 4. 中小企業会計指針の各規定の検討
- 5. 中小企業会計指針の課題

おわりに

はじめに

2005年に新設された会社法(平成17年7月26日公布。施行は平成18年 [2006] 5月から)に会計参与の制度が導入された。会計参与は形式的には総ての株式会社に設置可能であるが,実質的には、中小企業で株式が広範囲に取引されない株式会社における計算書類の質の向上と透明性の確保を目的として設けられた制度といえるであろう」。この会計参与制度の導入を契機に,「中小企業の会計に関する指針」が,「とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの」(同指針3「本指針の目的」)として,2005年8月1日に創設された。この指針は、その後、2006年4月と2007年4月に改正され、今年(2008)の5月にも改正されている**(公開草案へのコメントは2月1日に締め切られた)。

さて、会社法新設以前の旧商法では、株式会社の計算書類の作成に関して、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定されていたが、中小会社が適用すべき「公正ナル会計慣行」とは何かが必ずしも明確ではなかった。そこで、中小企業庁が2002年6月に「中小企業の会計」というガイドラインを公表し、これに呼応して、日本税理士会連合会が同年12月に、日本公認会計士協会が翌2003年6月に、それぞれのガイドラインを発表した。しかし、中小企業・中小会社会計のガイドラインが3つ併存することは却ってわかりにくいとの指摘もあって、会計参与制度の導入を期して、これら3つの統一化が図られた。その結果として、2005年8月に「中小企業の会

※ 本稿は、2008年3月24日に神奈川大学経済学会に原稿を提出したが、初校が筆者の手許に届いたのは 同年7月25日で、その間の5月1日に「中小企業の会計に関する指針」の改正版(平成20年版)が公表 された。

2 商経論叢 第43巻第3·4合併号(2008.3)

計に関する指針」(以下,「中小企業会計指針」と略称する)が創設されたのである。

この「中小企業会計指針」により、会社法でいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かがかなり明確となり、中小会社の会計の質が向上することが、大いに期待される。 今後、中小会社の経営者が会計の重要性をはっきりと認識して、計算書類(財務諸表)を資金調達に活用するとともに、自らの経営の意思決定に会計を活かすという思考が普及していくために、この指針の創設は極めて意義深いものといえるであろう。

しかし、「中小企業会計指針」は、いわゆるシングル・スタンダード論に基づいて、上場会社向けの企業会計基準2を簡略化したような規定になっている。本来、企業会計基準は、健全な証券市場の育成・維持のために、上場会社(金融商品取引法 [旧証券取引法] 適用会社)の株式・社債等への投資意思決定に資することを目的として定められるものである。そのような企業会計基準の思考方法に添った「中小企業会計指針」によって、上場大企業とは経営の特質が異なる中小の閉鎖的な会社の経営の実態に適した会計がもたらされるかどうかは、議論の余地があると筆者達(=平野・西川)は考える。また、株式非上場の中小会社に企業会計基準の簡略版を適用することで、記帳コスト負担に見合うだけの充分なメリットを得られるのかも、疑問のあるところである。

本稿では、そのような問題意識から、「中小企業会計指針」の意義と問題点を検討し、今後の「中小企業会計指針」の課題、さらには、中小会社のためのあるべき会計基準を探っていくことにする。

1. 中小企業会計指針の創設経緯とその性格

1-1 中小企業会計指針の創設の経緯

この章では、まず、「中小企業の会計に関する指針」が創設されるに至った経緯を簡単に追跡し、次に、「中小企業会計指針」の母胎となった3つのガイドラインの基本的な考え方を概観したうえで(詳細については、武田編著[2003]、加古他[2002]、品川他[2003]、西川[2003][2005]を参照されたし)、「中小企業会計指針」におけるシングル・スタンダード論の内容を確認しておく。

中小企業の会計に関しては、かつての商法でいう「公正ナル会計慣行」とは何かが必ずしも明確ではなく、税法にもとづいて会計処理が行われるのがふつうであるといわれてきた。また、商法で株式会社に義務付けられていた計算書類の官報や日刊新聞紙上での公告についても中小会社ではほとんど行われていなかった。2002年4月から計算書類の電子開示が認められるなかで、一方では"会計ビッグバン3"による上場会社向けの企業会計基準が次々と導入され、他方では中小企業を巡る金融環境が厳しさを増してきたために、中小企業庁が2002年に3月に「中小企業の会計に関する研究会」を発足させ、同年6月28日に、その報告書のなかで「中小企業の会計」を公表した(中小企業庁 [2002] 概要1頁)。

これと並行して,日本税理士会連合会も,同年3月に「中小会社会計基準研究会」を設け

て、9月に「中小会社会計基準草案」を公表し、各税理士会と税理士会員に意見を求めたうえで、12月3日に「中小会社会計基準」を発表した(日本税理士会連合会 [2002 b]、宮口・杉田(編) [2003] まえがき)。また、日本公認会計士協会は、同年2月に中小会社の会計の検討を開始し、6月10日に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告 (中間報告)」を出して、翌2003年6月2日に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を発表した(日本公認会計士協会 [2003] iii 頁)。

しかしながら、日本税理士会連合会 (日税連) によれば、上記3つの会計指針等の併存が「わかりづらいとの指摘」が関与先からあったので、会社法の現代化の中で会計参与制度の導入の実現性が高くなったのを機に、「日税連主導」で中小企業・中小会社の会計指針等の一本化を目指すことになったという (日本税理士会連合会監修 [2005 a] 7 頁)。

こうして、2005年3月に「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」が設けられた。検討委員会には、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、および企業会計基準委員会の4組織の代表と、一橋大学の安藤英義教授(委員長)、筑波大学の弥永真生教授の6人が委員となり、法務省民事局参事官、金融庁総務企画局企業開示参事官、および中小企業庁事業環境部財務課長がオブザーバーとして加わった(日本公認会計士協会他[2005 a] 2-3 頁)。そして、2005年8月1日に「中小企業の会計に関する指針」が確定し、同月3日に上記4組織(会計士協会・日税連・日商・会計基準委員会)の連名で公表されたのである(日本公認会計士協会他[2005 c])。

それでは、上述の中小企業庁、日本税理士会連合会、および日本公認会計士協会の各ガイドラインがそれぞれどのような考え方をしていたのかを概観しておこう。

1-2 3つの旧ガイドラインの基本的な考え方

中小企業庁の報告書は、先ず、バブル崩壊後の景気低迷の長期化、下請取引構造の変化、電子 商取引の進展等の事業環境における構造的変化の中で、「中小企業にとり、新たな顧客・取引先 の拡大、資金調達先の多様化が課題となっている」との認識を示した(中小企業庁 [2002] 4頁)。 その変化への対応の方向として、次のように記している⁴。

- ①個々の中小企業の財務情報のディスクロージャー、及び、取引先・与信側におけるその活用と、
- ②中小企業のクレジット・リスク・データベースによる確率的な判断とがあり得よう。個社のディスクロージャーの前提としても、また、クレジット・リスク・データベースの構築に当たっても、

中小企業の計算書類の十分な信頼性が基礎となる。(中小企業庁 [2002] 14 頁)

そして、諸外国の動向を踏まえた上で、日本においても、「企業規模による属性の違い、負担可能なコスト、計算書類の目的等を考慮して、中小企業に適切な会計のあり方を考えるべき時期に至っている」としている(中小企業庁 [2002] 62 頁)。こうした考えで、「中小企業の会計」というガイドラインを取りまとめたのである。これは、「非公開の(株式公開を目指さない)、商法上の

4 商 経 論 叢 第 43 巻第 3·4 合併号 (2008.3)

小会社 (資本金1億円以下)」の会計を対象とし (中小企業庁 [2002] 30 頁。() 内も原文のまま), その基本的な考え方は次のとおりであった。

債権者・取引先に有用な情報を提供するものであり、また、経営者に理解しやすく、過重負担にならないこと、実務に配慮したものであること等を、判断の枠組みとしている。(中小企業庁 [2002] 概要 4 頁。下線も原文のママ)

さらに、"会計ビッグバン"で「公開会社」⁵に導入された「新会計基準」⁶については、「企業規模による属性の違い、負担可能なコスト、計算書類の目的等を考慮し、基本的に任意適用」としていた(中小企業庁「2002」概要 4 頁)。

日本税理士会連合会は、「中小企業庁研究会報告書を踏まえ、より一層実務上の指針となる」 (日本税理士会連合会 [2002 a] 2 頁) ことを目指して、監査特例法および証券取引法の監査を受けない会社を対象とする「中小会社会計基準」を作成した。その前文で、基本的な考え方について、次のように述べている。

証券取引法の適用を受けない中小会社に対して、複雑で手数のかかる新会計基準を強制させることは、平成14年の商法等の一部を改正する法律案に係る付帯決議にもあるように、中小会社に過重な負担を強いることになり、結果的に経営を阻害することにもなりかねない。〔中略〕

中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある。(日本税理士会連合会 [2002 b] 1 頁)

つまり、日本税理士会連合会のガイドラインは、上場大企業向けの企業会計基準とは別に中小会社の会計基準を設けるという、所謂ダブル・スタンダード論に立脚するとともに、税務の専門家という職業意識からか、税法基準を重視していたのである。

一方、日本公認会計士協会のガイドラインでは、ダブル・スタンダード論とシングル・スタンダード論の両者の考え方を紹介し、自らの立場を、「中小会社特有の会計基準を別個に設定する必要があるとする前者の考え方は採用されるべきではない」と明言していた(日本公認会計士協会 [2003] 4頁)。もっとも、「中小会社の特性を十分考慮した」(日本公認会計士協会 [2003] 4頁。ここでいう中小会社は会計監査を受けないか株式公開を予定しない中会社と小会社)として、次のように記されている。

適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なくあくまでも一つであるべきであるが、前述した中小会社の特性を考慮して、その適用方法に簡便法を認め、あるいは税法基準及び商法の観点からも、特別の配慮を認めるという考え方を採用することにした。(日本公認会計士協会 [2003] 5 頁)

以上の各ガイドラインの考え方が、「中小企業会計指針」にどのように継承された(されなかった)のかを、みていこう。

1-3 中小企業会計指針の基本的な考え方

さて、既述の「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」では、確認事項として次の5点を公表している。(1)会計の指針の統合化であり、中小企業会計基準の設定ではないこと、(2)統合化された指針に明記されない重要性のある会計事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にすること、(3)会計参与の非設置会社にも指針の適用が期待されること、(4)指針は、各団体所定の手続きを経た上で、各団体の公表したものに取って代わること、および(5)2005年6月公表を目途にすることの5点である(日本公認会計士協会他[2005 a]2-3頁)。

『旬刊速報税理』の記事によれば、上述の検討委員会では、「「改めて会計基準が1つか否かの議論(いわゆるダブルスタンダード論)をすることはない」ことを確認。基準という言葉は一切使わず、「中小企業の会計に関する指針」という表現にした。中小会社ではなく中小企業としたのは、個人事業者でも法人化を検討する際にはこの指針に倣ってもらいたいとの趣旨から。」という(日本税理士会連合会監修 [2005 a] 6 頁。() 内も原文のまま)。

2005年8月3日に公表された「中小企業の会計に関する指針」では、会計士協会とほぼ同じようなシングル・スタンダード論の考え方が、次のように明記されている。

会社の規模に関係なく取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。(「本指針作成に当たっての方針」要点)

その後、「中小企業会計指針」は、会社法関係省令の公布や新しい企業会計基準等の公表に対応するような形で「改正」され、純資産の部の表示、株主資本変動計算書、注記表、組織再編、金融商品、繰延資産、棚卸資産、リース取引等に関する指針を改定・新設してきている。省令等の設定や改正に伴って指針を改訂することは、「中小企業会計指針」の性格・目的からして、当然のことといえよう。しかし、企業会計基準等の新たな導入や修正に呼応した「改正」は、「中小企業会計指針」が、「改正」のたびにシングル・スタンダード論の立場を強化していることを意味しているといえるであろう。

2. 中小企業会計指針の意義

「中小企業の会計に関する指針」の創設は、中小会社における公正妥当な会計の慣行の明確化 や逆基準性の解消による計算書類の信頼性の担保、それに伴う資金調達先の多様化や取引先の拡 大、経営管理への寄与が期待され、非常に意味あるものといえるだろう。

「中小企業会計指針」の意義として、まず、中小会社にとって、会社法にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かを明確化することに、大いに寄与するであろうことがあげられる。これまで、中小会社の会計実務については、経営者が株主や取引先よりも税務署や

金融機関を意識し(宮口・杉田 [2003] 4頁),その情報の信頼性や有用性に問題があると指摘されている(中小企業庁 [2003] 4頁)。その原因はいろいろ考えられるが,中小会社にとっての「公正ナル会計慣行」が不明確であったことも一因と思われる。既述のように,中小企業庁,日本税理士会連合会,および日本公認会計士協会の組織がぞれぞれガイドラインを作成して「公正ナル会計慣行」の明確化に努めていた。商法や会社法の立場からすれば,「公正ナル会計慣行」・「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は1つだけではないにしても(安藤他 [2005] 14頁,日本税理士会連合会監修 [2005 a] 1頁参照),中小企業経営者などのガイドライン利用者の立場からすれば,同じようなガイドラインがいくつもあるのは分かりにくい。「中小企業会計指針」の創設によって,中小会社における企業会計の慣行のモデルが1つにまとめられた意義は,非常に大きいといえる。

「中小企業会計指針」という企業会計の慣行のモデルが提示されたことにより、法人税法と企 業会計の「逆基準性」問題の解消が期待される。中小会社では、「税法で認められない処理は行 わない、また、税法で認められるものはその限度までという、税法が会計をリードするいわゆる 逆基準で計算書類が作成されることも多い」(宮口・杉下 [2003] 6頁) といわれる。その結果とし て、固定資産や繰延資産の償却が継続的に行われないとか、引当金が計上されないなど、中小会 社の計算書類が財務状態や経営成果を適切に表示していないと事例があるという弊害が指摘され ている。この要因として、税法が「①任意償却を認めていること、②「損金経理」を要件として いること」(長岡[2004]28頁)があげられるが、顧問税理士が税務の専門家として税金の計算に 目が向いていたという点も無視できないであろう(宮口・杉下 [2003] まえがき,長岡 [2004] 26 頁)。しかし、そもそも法人税法は課税所得の計算について、「主要部分を適正な企業会計の慣行 に委ねている」のであり、(岸田 [1996] 43頁)、法人税法 22 条 4 項の「一般に公正妥当と認めら れる会計処理の基準に従って」という規定は、「税務会計の企業会計依存を明らかにしたもので ある」と解釈される (齊藤 [1995] 16頁)。これは、まず会計ありきで適正な期間損益計算をした うえで、株主総会で承認された決算と税法規定の異なる部分を調整して所得金額を算定するとい うのが、本来の姿であることを意味する。中小会社の会計と税務との関係を本来の姿に戻す契機 となることが、「中小企業会計指針」に期待される。今後、税理士が、税務ばかりでなく会計の 専門家としての意識も高めて、「中小企業会計指針」に添った指導を関与会社にしていけば、中 小会社の会計実務を適正なものに成長させていくことができるであろう。

「中小企業会計指針」に依拠することにより、中小会社の会計情報が適切で信頼できるものに変わっていけば、銀行や取引先等に対する信用力の向上が期待できる。近年、中小企業をめぐる金融環境は、バブルの崩壊後の不動産価値下落等の影響を受けて大きく変化し、従来型の物的担保と人的担保を重視する融資から、会社の経営状況・将来性に対応した融資への転換の必要性が唱えられ、その方向へ変化しつつある(金融庁 [2005] [2007])。そうした状況がさらに発展するためには、「会計の質とそれを基礎とした会計情報の信頼性が担保される必要が」(岩崎 [2006] 11

頁)ある⁷。そして、会計能力を備えたマンパワー不足の中小会社が適切な会計を行うためには会計専門職のサポートが不可欠であることから、顧問税理士・会計士が従来以上に会計業務に深く携わることを意図して会計参与制度が導入されたものと解釈できる(山下他 [2005] 7 頁)。中小会社が、資金調達の拡大や多様化をしていくために、会計参与の拠り処としての「中小企業会計指針」への期待は少なくないであろう。

中小会社が適切な会計にもとづいてた信頼性のある情報開示(ディスクロージャー,disclosure)を行うことは,銀行などの金融機関に対してばかりでなく,取引先との関係強化,あらたな取引先の開拓にも役立つであろう。そして,その認識がすすめば,中小企業経営者の会計の重要性に対する意識変革が導かれることも期待される。本来,会計は,利害関係者への情報伝達機能とともに,経営管理機能も併せ持っている筈のものである。中小企業経営者が,自社の経営状況を把握し,業務の管理や経営計画の策定に会計を役立てる思考が普及していく契機になることも,「中小企業会計指針」に求められるだろう。

以上のように、「中小企業の会計に関する指針」は、中小会社にとっての「公正ナル会計慣行」・「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を明確にすることで、中小会社の会計実務を、税法基準の逆基準性から解放して、適切なものに成長させ、中小会社の資金調達先や取引先の拡大・多様化に貢献し、さらには中小会社の経営管理にも資する可能性をもつものとして、極めて意義の大きいものと考えられる。

3. 中小企業会計指針の全体的な問題点

3-1 シングル・スタンダード論とダブル・スタンダード論

「中小企業の会計に関する指針」は、上述のように、非常に意義深いものであるが、問題と考えられる点も見受けられる。個々の項目に関する考察は後述するが、ここでは「中小企業会計指針」の全体的な問題点として、シングル・スタンダード論、時価評価、および資産負債アプローチについての同指針の基本的な考え方を検討していく。

「中小企業会計指針」の最大の問題点は、同指針がシングル・スタンダード論に基づいていることであると筆者達は考える。「中小企業会計指針」では、「本指針の作成に当たっての方針」として、次のように記している。

中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害 関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。

投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。(指針で)

指針には、「企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべき」根拠としては、「取引の経済実

8 商経論叢 第43巻第3·4合併号(2008.3)

態が同じなら会計処理も同じになるよう」という以外のことは記していない。ただし、このシングル・スタンダード論のもとになった日本公認会計士協会の報告書では、下記のように述べている。

- ・同一の取引及び経済事象の認識及び測定の基準には、会社の規模の違いは反映されるべきものではない。
- ・会社の規模によって異なる認識及び測定の基準によって表示された財政状態および経営成績には、単なる会社の規模違いだけでなく、基礎的概念の違い、(たとえば、発生主義対現金主義、時価法対原価法)まで混在しているため、それらを同じレベルでの品質及び性質の情報として、企業の経営実態の把握・分析、企業間比較その他の目的に利用することができない。
- ・二つの異なった会計基準が存在することになれば、計算書類の信頼性が失われ、経済社会に混乱を生じさせ、計算書類公開制度の趣旨が損なわれる。(日本公認会計士協会 [2003] 4 頁)

この論拠に対して筆者達の見解を述べれば、まず、会計士協会報告は、何万人もの株主を有する上場大企業と同族経営の中小会社とでは、規模の違いが質の違いにもなっている現実をほとんど無視している。株式が広範に分散して専門経営者の率いる上場大企業とオーナー経営者の中小会社とでは、株主・経営者のインセンティヴのあり方もエイジェンシー問題の現れ方も全く異なる(Harington & Neihaus [2004] p.24、米山・箸方訳 [2007] 39 頁、Ross et al. [2008] pp.14-17、大野訳 [2007] 23-26 頁、Brealey et al. [2006] pp.7-9、23-25、藤井・国枝監訳 [2007] 12-14、32-34 頁参照)。会計士協会のような論拠が罷り通るならば、会社法で株式会社を幾つかの類型に分けて規制することに意味がないことにもなりかねない。もし、企業の質の違いまでもが会計基準に「反映されるべきものではない」ことになれば、銀行や保険企業が一般産業企業と異なる会計をしていることも、電力会社が固定性配列法を用いていることも誤りになってしまうだろう。そして、「同一の取引及び経済事象」であっても、「会社の規模の違い」で、後述する手形の取引、特に不渡りの場合のように、その経営的な実態や企業への影響は大きく異なることもある。

ダブル・スタンダード論に基づけば、「基礎的概念の違い、(たとえば、発生主義対現金主義、時価法対原価法)まで混在」するという指摘は、発生主義対現金主義という認識に問題はあるものの、それ自体は間違いではない。しかしながら、"会計ビッグバン"による諸基準の導入のさいには、「企業会計原則」と新基準との基礎的概念の違いは無視されてきたのである。現行の日本の企業会計基準には、動態論すなわち収益費用アプローチ・原価主義に基づいて損益計算書を重視する古い諸規定と、貸借対照表重視の資産負債アプローチ・時価評価に基づく新しい諸規定とが混在している事実(石川 [2006] 79-82 頁参照)をどう考えるのだろうか。

また、株主の限られている中小会社と、株式が上場されている大企業との(たとえば、法人なりした個人商店とトヨタとのように)、「同じレベル」での比較が、どれだけ現実的な問題となるのかも大いに疑問である。「証券市場ではその内部で取引される有価証券について、会計原則ないし会計ルールの統一それ自体重要な価値を有する」が(上村・金児 [2007] 232-233 頁)、上場企業と閉

鎖的な中小会社とを同じ土俵で直接比較するケースはそう多くはないだろう。「証券取引法の目的が投資家保護から市場の公正な価格形成とか市場機能の確保、といったところに向かえば、会計理論も証券市場と正面から向き合わなければならない」(上村・金児 [2007] 227 頁) からといって、そのための企業会計基準を、非上場企業に押しつける理由は見当たらない8。

「中小企業会計指針」は、会計の2大機能といわれる投資意思決定支援機能および利害調整機能について、既に引用したように、「これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない」と主張している(指針6)。しかし、上場大企業と閉鎖的な中小会社とでは、両機能に対する重点が異なることはいうまでもないであろう。上場大企業の会計では、「国際資本市場をベースにした投資家のための会計(投資判断会計)をますます強めている今日、会計のいわば原点ともいえる利害調整機能との乖離が進んでいる」(石川 [2006] 58 頁。() 内も原文のママ)のである。一方、中小会社では、「中小企業会計指針」自身が指摘するように、「配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる」(指針6)のである。

以上、要するに、「中小企業会計指針」は、「中小会社の基点に立った会計処理基準が組み立てられなければならないという基本姿勢を失ったまま、大会社会計基準に飲み込まれた」(武田 [2006] 11頁) ことで、「大きな間違いがある」(同13頁)というような方向付けを与えられる結果になっているといえるであろう。

3-2 原価評価と時価評価

貸借対照表と損益計算のいずれを重視するかという問題と、原価評価にするか時価評価にするかの問題との間には、本来、直接的な関係はないといえよう。複式簿記生誕以来、会計実務の主流は、ほぼ一貫して原価評価であったことが歴史的に確認できる。制度的な強制無しに、企業が自発的に時価評価を行うのは、低価主義で時価を用いる場合を除き、特定の経営目的に添った会計政策に基づく場合がほとんどであったと考えられる。(以上、西川登 [2001]、渡邊 [2005, 2006]参照)。しかしながら、収益費用アプローチは、費用を事業活動に投入した努力としてとらえて、事業の成果である収益と対応させるために、原価配分計算が大きな意味をもつので、原価評価と結びつきやすい。資産負債アプローチでは、貸借対照表での財産価値や包括利益を求める傾向から、時価評価と親和性がある。アメリカの財務会計基準審議会(FASB, Financial Accounting Standards Board)での議論をはじめ多くの議論では、一方で収益費用アプローチと原価主義・実現主義とを1つのセットとし、他方で資産負債アプローチと時価評価とをセットにして、原価実現主義=収益費用アプローチに対して時価主義=資産負債アプローチを対置するのが普通である。ここでは、時価か原価かの評価問題と、収益費用か資産負債かのアプローチ問題とを、場合によっては行論の必要上、分けて論じることにする。

さて、日本の「企業会計原則」は、制定 (1949年) 当時のアメリカの諸会計原則⁹ に従って、動態論による収益費用アプローチ¹⁰ に基づいた原価主義・実現主義の考え方が貫かれている。当

時のアメリカの支配的な会計思考では、収益力こそが産業企業の評価に当たって決定的に重要であり、損益計算書が貸借対照表よりはるかに重視されていた(津守 [2002] 121 頁)。そして、期間 損益計算を適切かつ客観的に行うことを目的として、「発生主義を基礎として収益・費用を補足し、ついで実現主義に基づいて収益を限定し、さらに収益・費用対応原則によって費用を確定するという理論」(津守 [2002] 123 頁)を構築したのである。

一方, "会計ビッグバン"で導入された企業会計基準は、資産負債アプローチと公正価値評価 (章時価評価)を主張する近年の米国財務会計基準審議会 (FASB) や国際会計基準審議会 (IASB, International Accounting Standards Board) の諸基準に倣ったものとなっている。アメリカでは、1970年代頃から貸借対照表の形骸化や会計方法の選択を利用した利益操作が大きな問題とされるようになり、貸借対照表のリアリティーおよび信頼性の回復や、会計方法選択の制限が主張されるようになった(津守 [2002] 130-133 頁)。そして、FASB は、多くの討議を重ねたうえで、原価主義・損益計算中心主義から離脱して、資産負債アプローチに立脚した会計基準の設定や改正を行う方向性を 1980年代半ばに確定するに至った(津守 [2002] 189-201 頁)。そして、近年では、かつては貨幣項目に限定されていた割引現在価値 (DCF, discounted cash flow)を実物資産や非貨幣項目にまで適用する公正価値会計が台頭し、原価主義会計が後退しているといわれる(高寺・草野 [2004]、角ヶ谷 [2006])。公正価値会計は、国際的な証券投資や合併買収(M&A, merger and acquisition)の仲介を大きな収益源とする短期利益志向の投資銀行やヘッジ・ファンドへの意思決定情報の提供には適合的な会計であり、さらにいえば、余剰資金でカジノ化した国際資本市場を跋扈する金融ギャンブラーのための会計と考えられよう(高寺 [2003]、田中 [2004] 第2章、西川 [2008] 参照)。

「中小企業会計指針」では、原価か時価かという評価基準について、指針全体での一般的方針を明記することはせず、金銭債権、有価証券、棚卸資産といった個別項目ごとに評価基準を記している。そして、市場価格のある金銭債権、売買目的有価証券、および市場価格のあるその他有価証券に時価評価を規定している以外は、一部に低価評価を伴った取得原価主義となっている。しかし、「中小企業会計指針」はシングル・スタンダード論を基調としているので、今後、企業会計基準と国際会計・財務報告基準(IFRS/IAS)11 との収斂化(コンバージェンス、convergence)の進展によって、公正価値評価が大幅に導入されるかも知れないという懸念を払拭できない。

ところで、原価と時価とを論じるに当たって確認しておきたいことは、低価主義(cost or market whichi is lower basis)すなわち、原価と時価とを比較していずれか低い方の価額を選択する評価方法では、時価を利用しても、「その本質は取得原価主義会計のフレームワークの中」(広瀬 [2007] 169頁)にあることである。時価会計では、継続的に時価評価を行い、評価損ばかりでなく未実現の評価益も計上するが、低価主義では、取得価額が資産評価の上限をなし、評価損が発生したときにだけ簿価を切り下げるのである。減損会計も、固定資産への低価主義の適用と考えることができ、減損の認識は、取得原価の修正であり、下落した価額を新たな取得原価とする手

続と解釈できる (伊藤 [2006] 347 頁, 広瀬 [2007] 263 頁)。

低価主義は、資産の過大計上や未実現利益を排除することで、銀行の与信判断に有用性が大き く、また、中小企業経営者にとっても放漫経営の防止に役立つと考えられる。しかし、低価主義 を適用するには、原価と比較する時価を算定せねばならず、監査を受けない中小会社では、市場 価格のない資産の時価の算定から恣意性を排除することは困難であろう。さらに、会計能力を有 するマンパワーの不足しがちな中小会社には、時価の算定が過重負担になるかも知れないといっ た問題もある。

3-3 収益費用アプローチと資産負債アプローチ

複式簿記は、6 桁精算表に端的に示されるような計算構造上、損益計算書を重視すれば、繰延 資産や債務性のない引当金などの実態のない資産・負債を計上しなければならないので、貸借対 照表がゴミ箱化する。逆に、貸借対照表を重視すれば、未実現収益が含まれることなどから利益 計算が歪まざるをえないし、損益計算書と貸借対照表との連携にも資本直入などの問題が生じ る。複式簿記生誕以来の会計の長い歴史を見れば、会計実務や会計制度で、貸借対照表を重視す るか、損益計算書を重視するかは、その時々の経営上や法律上の要請によって、振り子が振れて きた。

前述のように、アメリカでは長い時間と多くの議論を経て収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換が行われたのであるが、日本では収益費用アプローチの「企業会計原則」はそのままにして、資産負債アプローチの会計基準が"会計ビッグバン"で短期間に次々と導入されたのである。収益費用アプローチは、生産・流通に密着した日常的な会計処理とそれに基づく財務諸表の作成に適合性があることから、産業(製造業・商業等)企業に適している。一方、貸出債権の健全性や保有する有価証券の価値が重要で、自己資本比率が大きな意味を持つ金融業の企業には、資産負債アプローチの有用性が高いと考えられる。アメリカで資産負債アプローチに傾斜した経営環境的背景として、国際的 M&A の仲介を大きな収益源とする投資銀行が勢力を増し、巨大多国籍企業自体が豊富な自己資金の蓄積で投資ファンド的性格を持つようになってきたことを指摘できるであろう(西川 [2008] 参照)。

貸借対照表と損益計算書のどちらを重視するかは、会計史上、常に議論され続けた悩ましい大問題であるといえよう。「中小企業会計指針」は、どちらのアプローチに立脚しているのかを明らかにしてはいないが、損益計算に関する指針が少く、また、資産負債アプローチの色彩の濃い企業会計基準等に添って改正が行われている。

制度設計においては、学者の理論構築とは異なって、論理的首尾一貫性よりも現実の有用性が重視されるべきであろう。それゆえ、どちらかに一方的に傾かない方が良いとも考えられるが、「配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ち」や「適切な経営管理に資すること」(指針6)に会計の重点を置くのであれば、収益費用アプローチが妥当ということになろう。しかし、

「銀行などの間接金融に依存しており、直接金融のルートによる資金調達はほとんど利用されていない」(数版 [2008] 283頁) 中小会社にあっては、オーナー経営者である株主を除けば、中小企業の最も重要なステーク・ホールダー (stake holder, 利害関係者) は銀行である。中小会社の資金調達の円滑化のために、会計情報利用者である銀行にとっての有用性を重視するならば、資産負債アプローチが望ましいということになろう。いずれにしても、損益計算書と貸借対照表との重要性のバランスをどう考えるかは、なお検討の余地がある12。

4. 中小企業会計指針の各規定の検討

「中小企業会計指針」の全体は、「総論」と「各論」とに分かれ、「総論」は「目的」(1-3)、「対象」 $(4\cdot5)$ 、「本指針の作成に当たっての方針」 $(6\cdot7)$ 、および「本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項」 $(8\cdot9)$ の4つの項目からなっている。それらの各項目は、その項目の概要を記した「要点」の部分と、通し番号を付した2個から数個の指針本文の部分との2つの部分で構成されている。

「各論」は、「金銭債権」(10~16)、「貸倒損失・貸倒引当金」(17・18)、「有価証券」(19~24)、「棚卸資産」(25~29)、「経過勘定等」(30~32)、「固定資産」(33~38)、「繰延資産」(39~43)、「金銭債務」(44~47)、「引当金」(48~51)、「退職給付債務・退職給付引当金」(52~57)、「税金費用・税金債務」(58~60)、「税効果会計」(61~66)、「純資産」(67~71)、「収益・費用の計上」(72~74)、「外貨建取引等」(75~79)、「組織再編の会計(企業結合会計及び事業分離会計)」(80・81)、「個別注記表」(82~85)、および「決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本変動計算書の例示」(86~88)の18項目から構成されていたが、今回の改正(2008年5月)で「リース取引」(74-2~74-4)が新設されている。それらの各項目は、「要点」と数個の指針本文と、関連する会社計算規則、企業会計原則・企業会計基準、および法人税法等の規定を示した「関連項目」との3つの部分から成り立っている。「要点」は、主として本文の要約を述べているが、「本文が言及していないことを、要点の箇所で留意的に示しているものも」ある(上西[2006] 21頁)。

以下に,「中小企業会計指針」の「総論」および「各論」に規定されたそれぞれの指針を,各項目ごとに記載順序に従って,検討していこう。

目的(総論1-3) 「総論」冒頭の「目的」では、まず「1. 中小企業の会計―計算書類の作成義務」で、会社法にいう企業会計の慣行、会社計算規則における会計帳簿および計算書類の作成義務、会計基準について説明し、次に、「2. 本指針作成の経緯」として本稿1-1に記したような経緯が述べられている。その上で、「中小企業会計指針」の目的が、①中小企業の計算書類の作成で望ましい会計処理や注記などを示すこと、②会計参与設置会社の計算書類の作成で準拠すべき会計を示すこと、の2つにあるとしている(指針3)。

指針3では、「中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが<u>推奨</u>される」、とりわけ、「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を

示すもの」(下線は引用者=平野・西川が加筆)と記している。これは、「この指針が全ての企業に適用される会計の基準ではないこと及び本指針が公正なる会計慣行になれば、中小企業はこの指針に従うことになるものと考えているため」と解される(岩崎 [2006] 8 頁)。換言すれば、「中小企業会計指針」の目的は、中小企業一般の「努力目標」および会計参与設置会社の「最低限度」を示すことにある(平川他 [2005] 23 頁)といえよう。

対象 (同4・5) 「中小企業会計指針」の適用対象は、公認会計士または監査法人の監査対象会社を除く株式会社とされる (指針4)。さらに、「特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても……本指針に拠ることが推奨され」ている (指針5)。この規定は、中小企業庁のガイドラインが株式非公開の小会社を対象にしていたのに比べて、対象を拡大していて、日税連および会計士協会のガイドラインとほぼ同様になっている。中小会社と一口にいっても、小規模な零細企業から将来上場を予定する企業に至るまでその範囲は相当広い。はたして、規模や属性が多様な中小企業に広く普及するのかどうかが問題となるであろう。広まれば広まったで、「逆にこの指針によらない会社は」「決算書の信頼性欠けると判断され」るので、「融資のみならず取引上のマイナス要因になるかも」知れず (都井 [2007] 7-8 頁)、そうなれば小会社に過剰な負担を強いることが懸念される。

指針作成に当たっての方針(同 6・7) 「中小企業会計指針」の作成方針のうち、「6. 会計基準とその限定的な適用」では、その前段で、既述のシングル・スタンダード論を展開し、後段で、コスト・ベネフィットの観点から会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用を一定の場合に中小企業に認める、という組み立てになっている。シングル・スタンダード論の問題点は、既に詳述しているので、ここでは繰り返さない。

「7. 法人税法で定める処理を会計処理として適用できる場合」では、その条件を、次のように 規定している。

- (1) 会計基準がなく、かつ、法人税で定める処理に拠った結果が、<u>経済実態をおおむね適正</u>に表していると認められる場合
- (2) 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と<u>重要な差異がない</u>と見込まれる場合(指針 7。下線は引用者加筆)

この規定は、既述のように、従来の、税法基準の適用を優先して、あるべき会計処理を疎かにしてきた弊害をを正す契機となるであろうことに大きな意義があり、今後、税法基準が認められる会計処理を明らかにしようとしている点も重要である。ただし、「経済実態」、「おおむね適正に」、「重要な差異がない」と言った表現に具体性がなく、認識・判断する基準としては曖昧なものとなっている。

記載範囲及び適用の留意事項(同8・9) 「8. 本指針の記載範囲」においては「本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たっては、「本指針の作成の方針」に示された考え方に基づく」べきことを規定している。しかし、そこでは、一方で、「企業の規模に関係なく会計基準が

適用されるべき」とし、他方で、「会計基準を一律強制適用することがコスト・ベネフィットの 観点から適切とは言えない場合」には簡便な処理や税法基準の適用も容認している¹³。「中小企 業会計指針」に記載がない項目について、企業会計基準に従うべきか、それとは別の簡便処理を 行うべきかは、指針の文言からは判断できないので、解釈次第で会計処理の方法が変わる可能性 がある。したがって、「本指針は、会計のプロたる会計参与が使用することを前提にしています ので、指針に記載されていない事項についても問題なく対応できるものと考えられています」 (山下他 [2005] 20 頁) とは簡単にいえまい。また、「中小企業会計指針」の普及のためには、中小 企業経営者にも分かりやすいものでなければならないだろう。

「9. 本指針の適用に当たっての留意事項」では、「要点」のみならず、本文も読むべきという、いわば当たり前のことを述べているが、中小企業経営者等には、このような親切な記述も必要であろう。

「総論」の項目は以上である。それでは、以下に、「各論」の各項目を検討していこう。

金銭債権(各論10-16) ここでは、まず、金銭債権を「金銭の給付を請求できる権利をい い,預金,受取手形,売掛金,貸付金等を含む」と定義し(指針10),次に,貸借対照表価額に ついては「取得原価を付す」と規定し(指針11),取得価額と債権金額とが異なる場合は償却原 価法を原則とし(指針12),そして,市場価格のある金銭債権は「時価又は適正な価格」での評 価も容認している(指針13)。指針14において,金銭債権の譲渡について「受取手形の割引又は 裏書及び金融機関等による手形債権の買取りは,金銭債権の譲渡に該当する。したがって,手形 割引時に,手形譲渡損が計上される」としている。金銭債権の貸借対照表上の表示を指針 15 で 網羅的に規定し,15(1)で,営業上の債権は流動資産の部への表示を原則とし,1 年以内の弁 済が不可能であることが明白なものは投資その他の資産の部に表示し,15(2)で,営業上の債 権以外の債権は、1年基準で、流動資産の部と投資その他の資産の部とに分けるとしている。関 係会社に対する金銭債権については、指針 15(3)において、①区分表示方式、②科目別注記方 式,または一括注記方式,のいずれかの方法により表示することと規定している。指針15(4) では,受取手形割引額および受取手形譲渡額の注記を要求している。指針16では,デリバティ ブについて,「デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は, 時価をもって貸借対照表 価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。ただし、ヘッジ目的でデリバティブ取引を 行った場合、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象 資産に係る損失発生のヘッジに有効である限り、損益の繰延べが認められる。」と規定してい る。

さて、中小会社の多くの貸借対照表では、金銭債権の有効な表示区分は自主的にはなされていなかったことから、「中小企業会計指針」の表示規定は、大いに意義があるといえる。これは、中小企業経営者にとっても自社の状況を知る上で有益と考えられるが、銀行の与信判断上で特に有用性が高いと思われる¹⁴。営業循環基準と1年基準という2つの基準によって、資産を流動と

固定に区分するのは「企業の債務弁済能力(借金の返済可能性)を見たいからである」(田中恒夫 [2007] 242 頁)。与信審査時の流動比率算定がより正確かつ明確になることが期待できる¹⁵。

しかし、問題点も少なくない。取得価額と債権金額とが異なる金銭債権は償却原価法を原則としているが、「そのような取引は中小企業においては希と考えられ」(山下他 [2005] 41 頁) るのであるから、中小企業庁や日税連のガイドラインのように、容認規定でよかったのではないだろうか。

特に問題が多いと考えられるのが、手形の割引きで、手形譲渡損の計上と、受取手形割引額の注記とを同時に要求するのは、シングル・スタンダード論の矛盾を表わしているといえるだろう。従来、手形の割引き取引は、銀行への割引き手数料支払い額を「支払手形割引料」とし、手形遡及義務の備忘記録を対照勘定か評価勘定で処理して、貸借対照表に遡及義務(偶発債務)を注記することになっていた。それに対し、「金融商品に係る会計基準」では、割引き手数料を「手形譲渡損」とする。そして、遡求義務のうち現実化する可能性が合理的に認められる部分は、金融資産の消滅に伴って新たに発生した金融負債として、「保証債務」の勘定科目名で負債に計上することになる(この処理の基礎となる理論の財務構成要素アプローチに基づけば、偶発債務から負債に転換した部分を保証債務と認識するので、手形割引額の注記は不要)。この両者の処理・表示方法の相違は、手形の割引きを、実質的には"手形を担保とした借り入れ"とみるのか、あるいは"金融商品の売却"とみるのかの相違を反映しているといえよう。割引きを売却取引とみるのであれば、手形の割引き額を注記することは、取引の実態を認識するさいの首尾一貫性を欠くことになる(園 [2007] 参照)。

手形の割引き取引そのものの性格について考えると、手形割引きは、確かに、法的な視点からは、銀行に対する手形債権の譲渡(売却)と考えられる。大企業での会計処理はこの考え方で問題はないと考えられる。しかし、中小企業の経済的実態を考えると話は異なる。実務的には、手形の割引き後に不渡りが生じた場合には、無条件で買い戻さなければならないという特別な条件がついているケースが一般的といえる。つまり「買戻条件付の譲渡」というのが手形割引きの法的な性格とみてよいだろう。手形は、私法上の財産権を表彰する有価証券ではあるが、会計上は「有価証券」には含まれず、手形債権は受取手形または手形貸付金となる。手形に上場有価証券のような相場があるわけではない。銀行側での手形の割引き料の算定は、割引日から満期日までの期間に利率を掛けておこなわれる。しかも、適用する利率は、「手形の振出人」(たとえば上場企業か中小企業か)の信用だけではなく、「実際に手形割引を申し出た企業」の信用にも依存している。つまり、銀行の手形割引きに対する考え方は、貸し出し金の利息算定と全く同じであり、割引き料の全額を融資利息としてとらえているのである「6。中小会社の方でも、手形の割引きを固定資産の売却のようにとらえているのではなく、資金繰りの手段としているのである。資金繰りのために受取手形を割引きに付さざるを得ない中小会社と、下請企業への代金の支払いを一旦は手形でしておいて、その手形を自ら割り引いて割引き料を下請企業から取るような大企業とを

同列に論じることはできない。

また、「中小企業会計指針」には、保証債務についての言及がないが、もし、記載のない項目については企業会計基準に従うのだとすれば、これもまた問題である。大企業であるならば、譲渡した手形の一部が不渡りになっても、それで経営が傾くことは少ないであろうから、手形の遡及義務の一部を、貸倒引当金の設定と同じような心象で、保証債務として計上することに問題はないであろう。しかし、中小会社では1つの手形の不渡りからも連鎖倒産の憂き目に合う危険と隣り合わせの企業も少なくない。そのような中小会社で保証債務の時価を算定することに意味があるとは考えられない。

ところで、中小会社の経営実務で生じるデリバティブは、「融資取引の一貫として行われるものであり、損益の繰延が認められるものがほとんどであると思われ」(上西 [2006] 29 頁)、また、ヘッジ目的以外のデリバティブ取引は不健全と考えられる。したがって、コスト・ベネフィットを考慮すれば、中小企業庁のガイドラインのように繰延法を本則とした方がよかったのではないだろうか。事後テストについては、「中小企業会計指針」には記載されていないが、法人税法(基通 2-3-49、2-3-61)の取扱いにおいても認められる 1 年ごとの有効性判定で足りるものと考えられる。

貸倒損失・貸倒引当金 (同17・18) 法的債務が消滅したか,回収不能な債権がある場合は,貸倒損失の計上を要求し、その表示については、営業債権に対するものは販売費、臨時巨額のものは特別損失、それ以外は営業外費用としている (要点および指針17)。貸倒引当金については、(1)金銭債権の取立不能見込額を計上し、(2)取立不能見込額は債権の区分に応じて算定して、重大な問題債権は個別に評価し、(3)それ以外の金銭債権は一括又は種類ごとに貸倒実績率等で算定するとしたうえで、(4)法人税法の繰入限度も、それが取立不能見込額を明らかに下回る場合を除き、利用できるとしている (要点および指針18)。そして、貸倒引当金の繰入・取崩しの損益計算書での表示は、洗替法を認めずに、差額繰入法によって、繰入額をその内容に応じて販売費、営業外費用、および特別損失に分けて計上するとしている (指針18 (5))。

中小企業庁および会計士協会のガイドラインにはなかった貸倒損失の規定を設けたことは、中小会社の財務健全性を維持・強化するうえで意義があると考えられる。貸倒引当金の算定区分は中小企業経営者には煩わしく感じられるであろうが、債権管理意識を高めるうえで有効であろうし、税法基準の容認で実務上の実効性にも配慮されている。また、各ガイドラインにはなかった、差額繰入法の要請は、税法の逆基準性を是正するものとして評価できる。

有価証券(同19-24) 「中小企業会計指針」は、基本的には「金融商品に係る会計基準」に沿った内容となっていて、有価証券の分類と会計処理の概要(指針19)、有価証券の取得原価(指針20)、有価証券の評価方法(指針21)、有価証券の減損(指針22)、貸借対照表上の表示(指針23)、および損益計算書上の表示(指針24)について規定している。ただし、「その他有価証券」は、多額でない場合は原価評価も認められ、「売買目的有価証券」は、法人税法上の「短期売買

有価証券」をとすることも容認されている。また、減損については法人税法とほぼ似たような判 定基準を採用している。

「中小企業会計指針」で、有価証券の分類を明確にして、流動資産と投資その他資産との貸借対照表上の表示区分が規定され、また減損についても明らかにしている点は、銀行の与信における債権回収の可能性や安全性の判断の向上に大いに有益であろう¹⁷。また、中小企業経営者にとっても有価証券の管理に役立つであろう。

ただし、法人税法の規定を用いれば、売買目的有価証券は、中小会社の場合きわめて限定されるので、「大部分の中小企業では、売買目的有価証券はなく、代わりにその他有価証券の範囲が拡大すること」になるだろうけれども、「実際には時価法が適用されるケースはごく限られたケースのみ」であると考えられる(都井 [2007] 27 頁)。中小会社のなかには、儲けを貯め込んで株式等で恒常的に余資運用する優良企業も少しは存在するとしても、多くの中小会社にはそのような余裕はないものと思われる。また、有価証券の評価基準における分類と貸借対照表上の表示における分類とが異なるのは、中小企業経営者には分かりづらいものと思われる。これらの点まで、シングル・スタンダード論に基づいて、「金融商品に係る会計基準」と同様にすることが、コスト・ベネフィットを考慮したうえで、有用性が高いかどうかは疑問である。

棚卸資産 (同 25-29) 指針では、棚卸資産を、商品または製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料、貯蔵中の消耗品、その他これらに準ずるものと規定し (指針 25)、取得原価は、購入代価または製造原価と付随費用との合計額とするが、少額な付随費用は取得原価に含めないことも容認する (指針 26)。評価方法については、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法によることとし、著しい弊害がなければ、最終仕入原価法も使用できるとしている (指針 28)。評価基準は、このたびの「中小企業会計指針」の平成 20 年版で、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応させて、「期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする」というように (指針 27)、低価法を原則にすることに改正されている。それとともに、簿価切下額は、その内容に応じて売上原価、製造原価、または特別損失と規定し、重要性のあるものについては注記または売上原価等の内訳項目として表示するのが望ましいとしている (指針 29)。

棚卸資産の評価基準が,低価法を原則とすることに改正することは,銀行の与信上からも¹⁸,中小会社の経営健全化のためにも有意義なことと考えられる。また,「金額的重要性がある場合」という限定条件を付けて,コスト・ベネフィットや中小経営の負担にも考慮が払われているといえるだろう。また,棚卸資産の範囲に,「通常の販売目的(販売するための製造目的を含む)で保有する棚卸資産」と但し書きを付したことも(指針 25),企業会計基準第9号にいうトレーディング目的の棚卸資産が「中小企業会計指針」の射程外であることを明確にしていて評価できる。

しかしながら、中小企業庁および会計士協会のガイドラインになかった最終仕入原価法の容認は、法人税法で認められてはいても、恣意的な評価につながり易いため、限定条件を付けて認めるよりも、むしろ指針から削った方がよいと考えられる。簡便な処理の容認を望む中小企業経営者は少なくないだろうが、経営者の経理意識を高めるためにも、弊害の可能性の大きい簡便処理は安易に認めるべきではないであろう。

経過勘定等(同30-32) 「中小企業会計指針」では、まず、前払費用、前受収益、未払費用、および未収収益の経過勘定の定義をし(指針30)、次に、費用については発生主義、収益は実現主義で計上すべきことを述べ(指針31(1))、重要性の乏しいものは経過勘定としないことを容認し(指針31(2))、立替金、仮払金、仮受金等で重要なものは、適当・適切な項目で、資産又は負債あるいは費用又は収益として処理することを要求している(指針31(3))。そして、指針32で、貸借対照表上の表示場所を示している。

これらの指針の諸規定は、大企業の財務会計を主たる対象にしている会計人や会計研究者には、いわずもがなの当たり前と思われることも多いといえるかも知れない。しかし、中小会社の会計実務の現状を考えれば、これらの指針の意義は大きいと考えられる。中小企業の利益操作で多用される勘定科目として、売上債権、棚卸資産、有価証券以外の流動資産では、①仮払金、②短期貸付金、③未収入金、④未収収益、⑤立替金、⑥前渡金、⑦前払費用、⑧繰延税金資産、が挙げられるといわれる(岡崎 [2001] 108 頁)。これらの勘定科目は、換金性がなく、資産性が欠如しているか、乏しいことが多いうえに、不明瞭な取引の温床となりやすい。立替金、仮払金、仮受金、短期貸付金等の項目は経過勘定ではなく「その他の流動資産」に属するが、中小企業の決算書上では滞留しがちであって、しかも、その内容に会計処理上の問題点を多く含む。たとえば、期末月仕入高の一部を仮払金処理して当期売上原価を過少に計上、結果として利益を過大に表示するケース等が考えられる(岡崎 [2001] 108 頁)。したがって、中小会社の会計の健全化のために、これらので会計処理方法を丁寧に示すことは、大いに意味のあることといえるだろう。

しかし、そうであればこそ、会計士協会のガイドラインのように、経過勘定等の指針のところで、重要性に応じた簡便処理の容認規定を特に設けることをしない方が、よかったのではないだろうか。重要性の具体的な判断基準が示されていないために、重要性が乏しいからという解釈で、逆に悪用される懸念がないとはいえないであろう。具体性のない重要性の規定を個別の事項に設けるよりも、「企業会計原則」が一般原則の注解で"重要性の原則"を述べているように、「中小企業会計指針」でも、「総論」で一般規定として述べれば充分であると思われる。

固定資産(同33-38) ここでは、まず、固定資産の取得価額を購入代価に付随費用を加えた額をとし(指針33(1))、少額の付随費用は取得価額への不算入を容認し(指針33(2))、少額の減価償却資産の取得年度における費用処理を認めている(指針33(3))。次に、「有形固定資産の減価償却の方法について、「定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して適用し、みだりに変更してはならない」と規定し、「法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償

却費として計上することも認められる」としている (指針 34)。有形固定資産及び無形固定資産 の減損については、企業会計基準で上場企業に求めている厳密な減損処理手続は、「中小企業会 計指針」では要求されず、「資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討する」こととしている。具体的には①将来の使用見込みがないこと又は固定資産の用途を 転用したが採算が見込めないこと、かつ、②時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとしている (指針 36)。また、指針は、圧縮記帳や (指針 35) ソフトウェア (指針 37)、ゴルフ会員権 (指針 38) の会計処理についても規定している。

中小会社では、既述のように、「企業の経営状態に応じた償却限度額以下での任意計上や未計上」(格付研究会 [2006] 32 頁)が、多々、指摘されてきたが、「中小企業会計指針」がその弊害の是正に大いに寄与することが期待される¹⁹。固定資産に関する規定の「要点」に、敢えて「固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく」と述べているのも、それを意識してのことであろう。

固定資産の減損会計を中小企業へ適用することについては、中小企業の経営を圧迫し、不況をもたらすことになりかねないとの批判もある。しかし、ある程度の減損処理は、財務の健全化を誘導することにつながるから、むしろ、中小企業経営者にも有用だと考えられる。中小企業庁のガイドラインが上場大企業向けの減損会計基準で要求されている煩瑣な手続を義務付けないとしていた考え方を、実質的に活かすようになっている「中小企業会計指針」の規定は妥当なものといえよう。法人税法上は限定したケースしか損金算入されないことから、中小企業経営者のインセンティブは低いであろうけれども²⁰、むしろ税法を改正して、財務会計と税務会計との乖離を是正するべきである。

会計士協会のガイドラインを継承したゴルフ会員権の規定は、「中小企業でもゴルフ会員権を持っているケースが多いことから、特に会計処理の指針を設けたもの」といわれる(都井[2007]49頁)。バブル期に購入したゴルフ会員権の値下がりが経営圧迫要因となる場合も考えられるので、必要な規定といえるであろう。

繰延資産(同39-43) ここでは、まず、繰延資産の定義(指針39)を掲げ、次に、繰延資産の範囲を「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に対応したもの(指針40(1))と、税法固有の繰延資産(指針40(2))とに分けて述べ、そして、償却額・償却期間(指針41)と一時償却(指針42)について規定し、最後に、貸借対照表上の表示(指針43(1))と損益計算書上の表示(指針43(2)(3))とについて規定しいる。

会社法では、かつての商法と異なり、繰延資産の範囲を列挙することはなく、公正なる企業会計の慣行に委ねているために、企業会計基準委員会から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」が公表された。そこでは商法の規定よりも繰延資産の範囲が狭められている。繰延資産は諸外国にはなく、「わが国でもいずれは繰延資産は消滅し、必要なものは無形資産として扱われるものと思われる」(広瀬 [2007] 286 頁) から、会社法上の繰延資産を、原則、費用処理としたこ

とは妥当なものといえよう21。

金銭債務(同44-47) 金銭債務については、まず、その定義として、「金銭債務とは、金銭の支払を目的とする債務をいい、支払手形、買掛金、借入金、社債(私募債を含む)等を含む。なお、金銭債務は網羅的に計上する」と述べている(指針44)。次に、貸借対照表価額について、債務額を原則とし(指針45(1))、債務額と払い込みを受けた金額の異なる債務は、償却原価法によるとしている(指針45(2))。そして、営業上の債務は流動負債の部に(指針46(1))、それ以外の債務は1年基準に従って表示し(指針46(2))、関係会社に対する金銭債務は、①項目ごとに他の金銭債務と区分して表示するか、②項目ごと又は一括して注記し(指針46(3))、流動負債以外の金銭債務は固定負債の部に表示する(指針46(4))としている。さらに、デリバティブによる正味の債権・債務は時価を貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益と規定している(指針47)。

各ガイドラインには記載されていなかった、金銭債務の規定が設けられたことは有意義といえるであろう。銀行の与信上からも中小会社の健全経営のためにも、金銭債務を網羅的に計上してその金額を正確に把握するとともに、流動比率を的確に算定することは重要と考えられる。また、関係会社に対する金銭債務も、金銭債権と同様に、明示される必要が示されたことも有意義といえる。なお、指針84では、「役員の個人的な信用が重視される中小企業の特性を考慮して、役員と会社間との取引についても注記事項として開示することが望ましい」としているが、役員と会社間の金銭債権・金銭債務も、「中小企業会計指針」制定時(2005年8月)の旧指針のように、開示を要求すべきであろう。

引当金 (同 48-51) 引当金については、まず、「企業会計原則」注解 18 と同様の設定要件を 掲げ (指針 48)、次に、条件付債務である引当金は計上を義務付け (指針 49 (1))、法的債務ではな い引当金については金額の重要性が高ければ計上が必要であるとし (指針 49 (2))、会計上の引当 金と税法の関係を表にして示している (指針 49 (3))。そして、適当な名称での記載を義務付け (指針 50 (1))、繰入額の損益計算書上の表示についても規定している (指針 50 (2))。さらに、賞 与引当金の計上額の計算方法も示している (指針 51)。

引当金についても、「中小企業会計指針」は、後述する退職給付引当金も含めて、「ほとんどが 税法基準で損金算入される範囲で引当金を計上」(格付研究会 [2006] 46 頁) という逆基準性の解 消に役立つことが期待される²²。この面でも、財務会計と税務会計との乖離の早急な是正が望ま れる。

退職給付債務・退職給付引当金(同52-57) ここでは、まず、退職給付制度と引当金との関係について説明し(指針52)、確定退職給付の会計処理について、上場企業向けの「退職給付に係る会計基準」の要点をまとめたような処理を「原則法」として示している(指針53)。そのあとで、「簡便的方法」として期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を認めている(指針54)。中小企業退職共済制度等の会計処理は、「要拠出額である掛金をもって費用処理する」と

している (指針55)。さらに、退職共済制度がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しないには、原則として退職給付債務の計上は不要であることを明記する (指針56)。そして、「特則」として、この指針の新たな適用で生じる影響額は10年以内の一定年数か平均残存勤務年数のいずれか短い年数で、低額償却で費用処理できることが述べられている (指針57)。

退職給付に関する「中小企業会計指針」は、3つのガイドラインに共通した内容となっているが(ただし、会計士協会のものは、簡便的方法を、原則ではなく、容認)、それらより、さらに簡明な規定となっているうえに、「要点」で、「原則として簡便的方法を」適用できるとしている(「要点」には「原則法」への言及もない。なお、「原則として」と「原則法」との用語法が紛らわしいので、表現を改めるべきであろう)。その上、3つのガイドラインにはなかった、新規に指針適用のさいの影響額に関する「特則」が設けられている。これらは、中小会社の実務の現状を大きく配慮したものと思われる。

税金費用・税金債務(同 58-60) 税金費用たる法人税,住民税,および事業税と,その未納付額(未払法人税等)について,「要点」で以下のように記している。

法人税,住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担 すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。

法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。

そして,指針本文で,法人税,住民税及び事業税(指針58),源泉所得税等の会計処理(指針59),消費税等の会計処理(指針60)について規定している。

3つのガイドラインにはなく、また、会計研究者には言わずもがなと思われるような指針であっても、敢えて設けることが、中小会社の会計の現状をみれば、その健全化、特に適切な期間損益計算の啓蒙のために必要なのであろう²³。

税効果会計(同 61-68) 税効果会計については、中小企業庁のガイドラインでは「必要な場合には採用する」とし、日税連のガイドラインでも「重要性のある場合には、税効果会計を採用」として、ともに原則不採用の任意規定にしていた。しかし、「中小企業会計指針」は、シングル・スタンダード論に基づいて、会計士協会のガイドラインとほぼ同様で、原則採用となっている。

そもそも,税効果会計は「企業会計原則」の一般原則にいう単一性の原則が守られて,企業会計と税務会計との相違が小さいならば,確定決算主義で課税所得計算をする日本の会計制度のもとでは,本来,必要のないはずのものであった。税効果会計はアメリカで生まれたが,それは,証券市場向けの財務会計と法人所得税計算とのあいだに関連がなく,「株主の前では晴れ着をまとい,税務署の前ではボロをまとう」ような処理が認められているので(たとえば,財務会計では定額法で減価償却をしながら,税務会計では定率法を用いる),公表利益額が課税所得の倍もあることが珍しくないような事態に対応するものであった。

そうはいっても、税収確保を主目的とした1998年の法人税法の大幅改定以来、財務会計と税

務会計との乖離が進むとともに、"会計ビッグバン"による会計基準の国際化の進展で、トライアングル体制が崩壊している。したがって、上場企業の会計、特に連結会計では、税効果会計の必要性は否定のしようがない。しかし、中小会社の場合、コスト・ベネフィットを考えれば、以下の理由から税効果会計は不必要といわないまでも、原則不採用の任意規定で充分であると考えられる。

まず、中小会社で繰延税金資産を計上する可能性はそう大きくないであろう。なぜなら、「中小企業会計指針」自体が、「金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる」としている。また、繰延税金資産は回収可能性がなければ計上できず、「回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならない」と規定している(要点)。たとえば、将来減算一時差異の金額の重要性が高いような減損処理を行わなければならないような中小会社では、将来の収益力は疑わしいあろう。逆に、有税引き当てや有税償却の金額は、賞与引当金などの特定のものを除けば、重要性がそれほど高くはならないのが普通であろう。

繰延税金負債を生ずる将来加算一時差異は、中小会社では、圧縮記帳によるものと租税特別措置法上の準備金の損金算入によるものが主なものであろう。中小会社では、圧縮の対象となる資産を購入する場合は、補助金が設備投資活動上で大きな意味をもつだろうが、そのような会社に過重な記帳コストを負担させるとは、補助金の意味を減殺することになるだろう。利益処分で計上される租税特別措置法上の準備金の損金算入額に対して税効果会計を適用することで貸借対照表の表示を変えることが、記帳コストに見合うだけのベネフィットをもたらすかどうかも疑わしい。

「中小企業会計指針」に細かい税効果会計の規定を設けるよりも、税法と会計の乖離を是正することに努力することの方が、はるかに重要であろう(税効果会計の重視は、税法と会計の乖離を是認することにもつながりかねない)。

純資産(同 69-71) 純資産に関して「中小企業会計指針」が示していることは、貸借対照表上での表示方法についてのみであり、資本金、資本剰余金、利益剰余金などの純資産に関する計算方法については何も述べられていない。したがって、純資産の計算方法は会社法そのままであるといってよい。

会社法では最低資本金制度の廃止により、資本金の下限がなくなった。旧商法では、利益の配当は利益処分としての配当だったが、会社法では、配当原資が利益に限定されないため、「剰余金の配当」とされた。剰余金の配当は株主総会決議によりいつでも何回でも行える。資本の流出に関して、通常、株主(又は経営者)と債権者との利害が対立する。たとえば、「貸付契約が成立した後になって、経営者が会社資産を株主に返還すると、債権者が拠り所にしていた企業資産が社外に流出し、会社はまったくの「抜け殼」(empty shell) になってしまう」恐れがある(岡部[1995] 173頁)。

かつての商法では、「株式会社の「資本」は、会社の債権者を保護するための中心的な役割を担うものととらえられてきた。株主に対する配当の規制も、「資本確定の原則」、「資本充実・維持の原則」、「資本不変の原則」という、資本3原則に沿うように定められてきた。」(田中[2007] 567頁)。ところが、新設された会社法では、会社の資本維持に関しての規制を、事実上なくしてしまっている。現実に債権を回収するための担保としての会社財産に大きな比重をおかず、ディスクロージャーを充実させることにより債権者が自らを防衛するということを期待していると考えられるのであるが(田中[2007] 568頁)、はたして、それで中小企業に対する資本規制、債権者保護の規定は十分といえるであろうか。本来は払込資本として会社に拘束されるべき「その他資本剰余金」が配当に回せることも、2001年の改正商法から変わりはない。また、自己株式の取得は、株式を発行することにより調達した資金(資本)を返還することであるから、資本充実の原則に反するので、かつてのように原則禁止の方が、中小会社には財務健全性の点から望ましいであろう。

会社法で認められていることを会計指針で制限することは難しいであろうが、注記の充実や株 主資本変動計算書の工夫など、何らかの会計的な規制を設けるべきであろう。

収益・費用の計上(同72-74) 「中小企業会計指針」は、損益計算書における費用収益対応の原則、収益について実現主義の原則及び費用について発生主義の原則のほか、客観性の確保、恣意性の排除の観点から継続性の原則を規定している(指針72)。そして、収益認識および費用認識について、指針73 および指針74 で規定している。

従来の中小会社の会計実務では、既述の繰返しになるが、減価償却や引当金の設定を、利益操作のために調整する傾向が見られ、おうおうにして、「経営状況に応じて現金基準、税法基準により、税務申告用の損益計算書を作成」してきたといわれる(格付研究会「2006]70頁)。

収益・費用の認識・測定が税法基準中心から本来あるべき会計へと改められていくことは、銀行の与信業務にとっても、中小企業経営者が自社の業績把握したり、経営計画を策定したりするうえでも有用であろう。ただし、「中小企業会計指針」全体では、損益計算書作成に関する指針が手薄である感を否めない。

リース取引 (同 72-2~72-4) 今回の改正で新設されている指針では、所有権移転外ファイナンス・リース取引の定義を述べたうえで (指針 72-2)、「所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる」(指針 72-3) と規定し、賃貸借取引に準じた会計処理をした場合には、「未経過リース料を注記する」としている (指針 72-4)。

この指針では、2007年3月に改正された「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)の所有権移転外ファイナンス・リース取引についての規定を、中小会社向けに変更を加えている。企業会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、売買処理しか認められないこと

24 商経論叢 第43巻第3・4合併号(2008.3)

会社計算規則の注記に関する規定

項目		1	2
(1)	継続企業の前提に関する注記	×	×
(2)	重要な会計方針に係る事項に関する注記	0	0
(3)	貸借対照表に関する注記	×	0
(4)	損益計算書に関する注記	×	0
(5)	株主資本等変動計算書に関する注記	0	0
(6)	税効果会計に関する注記	×	0
(7)	リースにより使用する固定資産に関する注記	×	0
(8)	関連当事者との取引に関する注記	×	0
(9)	一株当たり情報に関する注記	×	0
(10)	重要な後発事象に関する注記	×	0
(11)	連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(12)	その他の注記	0	0

(注) 会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)の個別注記表…① 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 注記を要求される項目 …○ 注記を要求されない項目 …×

(出所) 「中小企業の会計に関する指針」(指針82)

に改正されている。ただし、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引については、オペレーティング・リース取引の会計処理すなわち賃貸借取引に準じた処理も認められている。「中小企業会計指針」で、金額の大小、期間の長短にかかわりなく、所有権移転外ファイナンス・リース取引には賃貸借処理も容認することは、中小会社のリース取引の実情や記帳コストに配慮した妥当な指針といえるであろう。ただ、所有権移転のファイナンス・リース取引やオペレーティング・リース取引の会計処理については言及がないのは、企業会計基準に従えということなのであろうが、指針に明示されていないので分かりにくい(特に、未経過リース料の注記については後述する)。また、瑣末なことかも知れないが、72-2~72-4番という、まるで収益費用の指針の付則かと誤解しかねないような指針番号も再考の余地があろう。

個別注記表(同 82-85) 中小会社が決算書を作成する主な目的は、借入先の銀行への提出を除けば、税務申告のためのものであろう。そのため、「決算書には注記が全くないか、注記をしても受取手形の裏書・手形割引高や減価償却累計額の記載等一部の注記しかされて」いなかったという(格付研究会 [2006] 74頁)。

個別注記表について,指針82では,会計監査人設置会社で,かつ,公開会社である株式会社は,上の表に示す12項目すべての記載が求められるが,このうち,会計監査人設置会社でなく,かつ,公開会社でない中小会社は,(2)重要な会計方針に係る事項に関する注記,(5)株主

資本等変動計算書に関する注記, (12) その他の注記, の3項目(前表①の○印)の記載でよいとされる。

しかし、この3項目の注記だけでは、利害関係者が必要とする会計情報としては決して十分とはいえない。会計参与設置会社なら、大会社と同様の記載を要求すべきであるし、それ以外の中小会社の場合でも少なくとも次の4項目は追加されるべきであろう。

まず,前表(3)の貸借対照表等に関する注記は,会社計算規則第134条に示される,担保に供されている資産,直接控除した引当金,減価償却累計額,減損損失累計額,保証債務・手形遡及義務・重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務,関係会社に対する金銭債権・金銭債務,取締役・監査役および執行役との取引による金銭債券,親会社株式に関する事項である²⁴。

つぎに、前表(8) 関連当事者との取引に関する注記も、既述のように、「注記事項として開示することが望ましい」とするのではなく、開示を原則とすべきである。

そして、前表(10)重要な後発事象の注記も、「中小企業会計指針」の個別注記表の具体例として開示することを推奨しているように、重要な情報である。

前表 (7) のリースにより使用する固定資産に関する注記情報については、今回の指針改正で、所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理における未経過リース料の注記が要求されるようになったことは、妥当な改正といえるだろう。未経過リース料は、実質的な"薄外負債"が存在することを意味し、中小会社の財務状況を把握する上で重要となるので、中途解約不能なオペレーティング・リースについても注記の要求を明示すべきであろう。

いずれにせよ,「中小企業会計指針」は,電磁的方法による決算書類の公開を推奨したうえで,電磁的方法によれば「注記による情報量の増加もそれほどの負担にはならない」と記載している (指針85)。注記は外部利害関係者に重要な情報であるばかりでなく,中小企業経営者にとっても,財務の詳細を可視化することにより,自社の財務状況の正確な把握に役立つであろう。

「中小企業会計指針」に記載のない重要項目 「中小企業会計指針」には、中小会社にとっても重要と思われる事項で、具体的な会計処理の記載がないものがいくつかある。特に、キャッシュ・フロー計算書については、新たに指針を設ける必要があろう。

キャッシュ・フロー計算書は、会社法上の作成義務はないためなのか、「中小企業会計指針」では「作成することが望ましい」(指針 88) という表現に止めている。しかし、指針自ら指摘するように、キャッシュ・フロー計算書は、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図る」ことに大いに役に立つであろう²⁵。「キャッシュ・フロー計算書作成ツール」(中小企業庁 [2007 a]) を利用すれば、簡便なものではあるが、間接法での作成が可能である。

5. 中小企業会計指針の課題

これまで、「中小企業の会計に関する指針」の全体的問題点や、個別事項の各規定を検討してきたことを中心に、「中小企業会計指針」の今後の課題を考えていきたい。

まず、何度も繰り返すが、上場企業の株式への投資意思決定のため、さらには市場の公正な価格形成・市場機能の確保のための会計の考え方を、シングル・スタンダード論で徒に中小会社に押しつけるべきではない。中小会社の経営管理に役立ち(会計は初めから社会的規制の手段として生まれたのではなく、本来、経営管理上の必要から生まれたものである)、中小会社の最大の利害関係者である銀行の与信に有用な情報を与えるという、中小会社会計の本来の目的を充分に留意するべきである。そのうえで、中小会社の経営実態をよく見据えて、中小会社に過重な負担なく受容可能で、かつ、中小会社における会計実務の質を改善していくべきことに、さらに考慮が必要である。

具体的には、前述のように、コスト・ベネフィットの点から有用性に疑問のある税効果会計は適用しないことを原則とし、資本の流出に対する何らかの規制を設け、手形割引きにおける手形譲渡損(手形売却損)は実質的な借入の心象を反映させる支払手形割引料に戻し、損益計算書に関する指針を充実させ、棚卸資産の評価方法について、最終仕入原価法の採用を認めないこと、などを挙げることができる。さらに、キャッシュ・フロー計算書については、新たに指針を設け、注記情報を充実させるために、注記を義務付ける事項を、既述のように拡大する必要があろう。

また、多種多様な中小会社への適用のための、さらにきめ細かな配慮が必要であろう。中小企業経営者の情報ニーズも、金融機関等の利害関係者の情報ニーズも、同属経営者で閉鎖的な小会社に対するものと、株式公開を予定している中会社に対するものとは異なるであろう。したがって、総ての中小会社に対して等しく、同一の会計基準の適用および会計情報開示を求めることは不適切であると考えられる。しかしながら、規模や属性で細かく類型分けした指針を設ければ、情報の精度は増すにしても、制度としての安定性を欠くことになろうし、また、記載文章量も増えて内容が分かりづらくなるだろう。多様な中小会社への配慮としては、たとえば、株式公開を予定しない小会社に対する最低限のもの以外は容認規定として、会社のニーズに応じて各会計処理ごとに規定の選択適用を可能とする方法も考えられよう。

ところで、「中小企業会計指針」は、全国的な公益組織の4団体が公表したからといって、それだけで「一般に公正妥当と認められる」ものとはならないだろう。中小企業庁の「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」によると、「中小企業会計指針」について何らかのことを「知っている」と回答した企業は34.5%と、3社に1社にすぎない(中小企業庁[2007 c])。まさに、「慣行として醸成していく努力が必要で、……作成者側と利用者側、とくに作成者側の意識改革が重要」(石川[2006]57頁)であり、そのためには、関係者の

さらなる努力が求められよう。その意味では、「中小企業会計指針」の改正にさいしての「公開草案」の発表の仕方やパブリック・コメントの募集方法に大いに改善の余地があろう。たとえば、今回の場合、1月18日公表で2月1日コメント締切と、一般の中小企業経営者や税理士などの考慮期間が2週間にも満たない。これでは、ただ形式を整えているだけで、パブリック・コメントなどは本音では欲しくない、改正案は問答無用で成案にするといっているようなものである。改正草案公表からコメント締切まで充分な時間を設け、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、および日本商工会議所は、末端組織も利用して、改正案の周知徹底を図ったうえで多くの議論を積み上げてから、草案の修正すべきところをきちんと修正して、成案とすべきであろう。「中小企業会計指針」の普及には、特に税理士の役割が大きいでと考えられる。税理士意識アンケート結果では、「中小企業の会計」をクライアントに勧めている」との回答は46.0%、「今後勧めたい」が40.9%と前向きな姿勢が多くみられるが、なお一層の努力を期待したい。

利用者側の努力という意味では、「中小企業会計指針」が中小企業の会計慣行として定着し、中小企業が信頼性の高い計算書類を作成する水準まで引き上げる可能性を、銀行はさらに評価すべきであろう。すでに、「中小企業会計指針」のチェックリストを利用した与信で貸出金利優遇等を組み込んだローン商品も少なくないが、今後もさらに拡大して、「中小企業会計指針」に基づいた会計を導入するインセンティブを高めていく価値は十分にあると考えられる。

おわりに

これまで「中小企業の会計に関する指針」について考察してきたことを以下にまとめた上で、今後の中小会社における会計の信頼性に関する課題を提示することで、本稿の結びとしたい。「中小企業会計指針」は、中小会社の会計の基本的な処理方針を明らかにし、中小会社の作成する財務諸表の質を担保するであろうことに、大きな意義があるといえる。具体的には「中小企業会計指針」が、①継続した減価償却処理や引当金の計上を明確にし、従来の税法基準を優先した逆基準性を正す契機となるであろうこと、②各資産・負債項目の貸借対照表上の表示方法を明示したこと、③企業会計基準の簡易版ではあっても、退職給付債務の計上方法を示していること、④金銭債権、有価証券についての評価基準を明らかにしていること、⑤棚卸資産の評価方法を明確にし、低価法を原則としたこと、⑥固定資産についての減損処理まで踏み込んでいることの諸点が挙げられる。

一方、中小会社の実態に合っていないと考えられるがゆえの問題点も散見される。具体的に示せば、「総論」部分では、①そもそもシングル・スタンダード論の立場を強調しすぎることは中小会社に過重な負担と混乱をまねき、中小会社の会計慣行としての定着に懸念が生じること、②「中小企業会計指針」に会計処理方法が明示されていない場合、上場企業向けの企業会計基準を適用するのか(もし、企業会計基準を適用するというのであれば、実効性に問題が生じよう)、それとも、コスト・ベネフィットの観点からその他の会計慣行を適用するのか曖昧な部分があることであ

る。

さらに、「各論」部分に記載あるいは不記載の各項目について、①個別注記表で求める記載項目が限定的過ぎること、②キャシュ・フロー計算書の作成を義務付けていないこと、③中小企業での手形割引きに対する手形譲渡損の考え方は取引実態に合致しないこと、④損益計算書に関する指針があまりにも少なすぎること、⑤棚卸資産の評価方法について、最終仕入原価法の採用を認めていること、⑥資本の流出(蛸配当など)に対する規制が、企業会計基準と同様に存在しないが、中小会社では情報開示の充実だけでは債権者保護に充分とはいえないことの諸点である。

さて、本稿のここまでの議論は、中小会社が正直に「中小企業会計指針」に基づいて、信頼できる財務諸表を作成することを前提にして考察をしてきた。しかし、中小会社の会計については信頼性に問題があるといわれつづけている。どのようにして、中小会社の財務諸表の信頼性を確保するかが、今後の大きな課題であるといえよう。

「中小企業会計指針」が公表されるに至った契機として、中小企業の会計の適正性の担保を目的とした、会社法における会計参与制度の導入がある(ただし、会計参与制度は、導入の経緯からしても、その内容からしてもかなり問題の多い制度ではある。会計参与制度の問題点については西川が別稿を用意する予定)。会計参与制度に問題なきではないにしても、今後、同制度が浸透・定着していけば、会計参与の導入企業ばかりでなく、多くの中小会社に「中小企業の会計に関する指針」が認知されていくであろう。そうすれば、同指針の権威も増し、その内容もよりよく改善されて、中小会社における会計の質の改善に資するところ大となるであろうことが期待される。

注

- 1 会計参与とは、会社法に定められた株式会社の機関で、株主総会で選任され、会計に関する専門知識を有する者として、取締役(執行役)と共同して計算書類を作成する。会社法の規定上では、公開会社か非公開会社あるいは大会社か非大会社かを問わず、原則として、いずれの機関設計においても任意に会計参与を設置することができる。詳しくは、右山[2005]、宮口[2005]、高田[2006]等を参照されたし。
- 2 本稿では企業会計基準という語を,企業会計審議会 (1948 年設置の企業会計制度調査会を前身とし,1952 年に大蔵大臣の諮問機関として設置,2000 年に金融庁に移管) および企業会計基準委員会 (2001 年設立の民間組織の会計基準設定機関) が公表した諸基準等を総称して用いる。
- 3 会計ビッグバンという語は、1996年からの金融制度改革(日本版金融ビッグバン)に連動して、1990年代末から行われている一連の会計基準の改訂や導入など、日本の企業会計制度における最近の改革の通称である。日本の企業会計制度をグローバル・スタンダードに近づけることが会計ビッグバンの主たる目的であるといわれる。
- 4 この引用文中にあるクレジット・リスク・データベースとは、中小企業に関するデータベースで、「信用保証協会及び金融機関から、中小企業の財務データ等の膨大な情報を収集」「スコアリング(定量的評価)によって、中小企業の信用度合を数値で表示」(中小企業庁 [2002] 16 頁)。
- 5 ここでいう「公開会社」は証券市場で株式が公開されている会社という意味であり、会社法でいう「公開会社」とは意味が違う。会社法では、「公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。」と定義している(第2条第5項)。このような定義をしたのは、中小企業団体に配慮して、小規模な

非公開会社を基本に制度設計しているためであるといわれる。「公開会社あるいは大会社という言葉が使われているのは、そのような会社は例外的なものなので名前がつけられているわけで、〔中略〕また、閉鎖会社という名称は使用しないでくれと中小企業団体の方々がおっしゃったので、公開会社という概念をつくって、それ以外の会社には名称をつけない。それが、〔中略〕会社法上の「公開会社」という概念が直ぐには理解できない概念となった原因なのですね」(日本税務研究センター [2006] 2頁)。

- 6 当時,連結財務諸表,連結キャッシュ・フロー計算書,研究開発費,退職給付,税効果,金融商品,および外貨建取引等の諸基準が公表されていて,減損会計,企業結合会計が検討中であった。
- 7 従来,銀行は、中小企業の作成した決算書には多かれ少なかれ利益操作や粉飾があることを前提に与信業務を続けてきたというのが実態であり、それが個人保証や物的担保に偏った与信姿勢を続ける一因であったと筆者達は考えている。
- 8 筆者の一人=西川は、国外に向かっては、国際基準とは異なる日本基準の存在を主張してきながら、国内では複数基準を認めない姿勢こそ、「ダブル・スタンダード」であると考える。シングル・スタンダード論に立つならば、世界市場という共通の土俵で競争している大会社にこそ、世界的に統合された会計基準が用いられるべきということになるだろう。しかるに、企業会計基準委員会は、世界的な視点でシングル・スタンダード論に基づいた基準設定を行ってきたとはいえない。上述のように、収益費用アプローチの「企業会計原則」をそのままにしているし、個々の規定では、たとえば、日本独自の所有権移転外リースの規定や、米・欧に比べて極めて緩い会計方針変更の情報開示に関する規定などを、海外から批判されながらも、長い間にわたって温存していた。さらに、企業結合会計においては、国際的には認知されるはずもない、買収法と持分プーリング法との併用を主張してきた。また、東京証券取引所では、日本の企業でも、ニューヨーク証券取引所に上場している企業は、米国基準で財務諸表を作成している。会計士協会の上記の主張が当を得ているのならば、日本の大企業の実情は「計算書類の信頼性が失われ、……計算書類公開制度の趣旨が損なわれ」ていることになるだろう。
- 9 当時のアメリカでは、「一般に認められた会計原則」(GAAP, Generally Accepted Acconting Pinciples)の明確な定義はなく、アメリカ会計学会(AAA, American Accounting Association)やアメリカ公認会計士協会(AICPA, American Institute of Certified Public Accontnats)が公表した諸原則または諸基準を会計原則(accounting principles)と呼ぶことが多かった。
- 10 動態論の考え方は、シュマーレンバッハ(E. Schmalenbach)が 1919 年に著書の中で、貸借対照表を財産計算ないし資本計算の手段として捉える考え方を静的貸借対照表論(静態論)と呼んで批判して、貸借対照表を損益計算の補助手段と捉える動的貸借対照表論(動態論)を提唱したことに始まり、その後、世界に広まっていった。

資産負債アプローチ(asset and liability view, 資産負債中心観)および収益費用アプローチ(revenew and expense view, 収益費用中心観)という用語は、FASBの1976年の討議資料のなかで用いられ始めた。FASBは、貸借対照表を重視して、資産、負債の変動の従属変数として利益や収益・費用などをみる考え方を資産負債アプローチと呼ぶ。それに対し、収益・費用を支配的概念として、収益・費用の測定によって資産・負債の測定が規定される考え方を収益費用アプローチと呼ぶ。

- 11 狭義の国際会計基準=IAS, International Accounting Standards とは、1973 年設立の国際会計基準委員会 = IASC, International Accounting Standards Committee が策定した基準をいい、2001 年に改組された IASC の後身の国際会計基準審議会 = IASB, International Accounting Standards Board が制定する基準を国際財務報告基準 = IFRS, International Financial Reporting Standards と呼ぶ。IFRS も含めて国際会計基準と広義でいう事もあり、逆に国際財務報告基準の語を IAS も含めて広い意味で用いる事もあるが、一括する場合は IFRS/IAS と略される。
- 12 筆者の一人=西川(神奈川大学経済学部教授)は、中小企業の経営自体に役立つものでなければ、会計 指針を導入するインセンティヴが高まらないであろうことや、「リレーションシップバンキング」(リレバ ン)でいう取引先企業に対する経営相談・支援を強化した中小企業金融の一層の展開に資すべきことなど から、収益費用アプローチに重点を置くべきであると考える。しかし、もう一人の筆者=平野(横浜銀行

行員。執筆時は神奈川大学経済学研究科博士前期課程2年)は、倒産確率を考慮した中小会社の信用リスクの高さからすれば、銀行が資産負債アプローチに傾斜した計算書類を求めるのは、やむを得ないと考える。

- 13 このような玉虫色の規定になっているのは、原則的な部分では、会計士協会の主張を採用し、特例的 (簡便的) な部分では日税連の主張を容れているからであると思われる。
- 14 関係会社に対する金銭債権についての貸借対照表上の表示が明確に示されたことは、銀行の与信審査にとって大いに意味がある。一般に中小企業は、会社の意思決定に影響力を持つ関係会社(親会社、子会社、関連会社等)に対する金銭債権を公開することに積極的とはいえず、決算書においても関係会社に対する金銭債権の注記はなされていないことが多い。
- 15 銀行では、貸出先の回収の危険性または価値の毀損の危険性について「自己査定」し、分類資産を①正常先、②要注意先、③要管理先、④破綻懸念先、⑤実質破綻先、⑥破綻先に区分する。

したがって、貸出先企業の金銭資産が不良債権化しているか否かの見極めは、銀行の与信審査において極めて重要となる。貸出先企業が有する債権の不良化は、直ちに、貸出金の回収可能性に影響するからである。

債務者区分の際に金銭債権に関連しての留意する点は、概ね次のとおりである。

- ・不良債権化する兆しのある売掛金, 受取手形はないか。
- ・売上債権先に回収懸念のある相手企業はないか。
- ・不渡手形, 融通手形, 期日決済に懸念のある割引手形があるか。
- ・銀行からの貸出金が焦付債権等の補填資金や業況不良の関係会社に対する支援や旧債肩代わり資金などに流用されていないか。
- 16 銀行も企業も手形割引の経済的な実質を資金の借入と考えている。たとえば、与信上の安全性判断の指標の1つであるインタレスト・カバレッジ・レシオ (= (営業利益+受取利息・受取配当金) ÷支払利息・割引料)の分母には、支払利息・割引料を使用するのが普通である。
- 17 銀行では、与信審査時に有価証券の含み損益を考慮する実務を行っているので、有価証券の減損処理が 強制された点も「中小企業会計指針」のこの規定は、銀行にとっては有用と考えられる。ただし、法人税 法上では価額の回復が見込まれない場合にしか評価損の損金算入が認められないため、中小会社では時価 や実質価額の下落が著しくても、回復の可能性なしといえない場合には、減損損失を計上しないことが想 定される。企業側からすれば、損金に落とせないものが減損の対象になるのかという反発も予想される が、銀行にとっては、貸出金回収の確保を重視するので、減損処理を要求することが多くなるであろう。
- 18 銀行では、棚卸資産の基準は不良在庫の検証として必要であるとともに、当座比率、流動比率算定による短期債務返済能力の判断のためにも重要となる。その意味で、低価法および評価損の処理が継続的に適用された財務諸表は審査上信頼性が高い。理由は2つあり、第1は、最近の銀行では、中小企業であっても棚卸資産を担保とした新しい形の融資が開発されており、資産評価を目的とした時価情報(基本的には正味売却価額)のニーズが高まっているからであり、第2に、収益性の低下による簿価の切下げを強制することで、売上原価操作による利益調整の余地を少なくできるからである。
- 19 銀行の与信審査では、融資先企業が持つ固定資産の担保価値の査定が何より重要となる。固定資産の償却不足は、貸借対照表上借方の資産を実際より過大にさせてしまうことから、資産査定等作業において特に注意を払う。減価償却の方法が都度変更される、償却が継続的に行われない、実施されても償却額が決算毎に大きく変化する、といった財務諸表からは債務超過の判別作業が困難となる。そこで銀行では、企業が別途提出する固定資産の明細資料やヒアリングを通じて資産の査定を行う。償却不足が重要な額であることが判明した場合は、当該会計情報を銀行側で修正したうえ判断材料として使う。さらに、別途の作業として有形固定資産、特に土地の場合は路線価等を使用し貸出債権に対する担保価値を独自に見積もり、回収可能性に合致した再評価を行う。
- 20 銀行の立場からすれば減損処理は必要である。与信審査時に中小企業の決算書の点検で減損の必要が判明した場合、銀行は当該企業に対して減損処理を促すこととなろう。実在しない資産価値の計上は好まし

くなく、銀行の取引先企業に対する信頼感を損ねる要因にもなりうる。

- 21 銀行の与信審査においては、融資先企業の貸借対照表上に従前なかった繰延資産が唐突に計上される場合は、費用処理の回避を目的とした不健全資産の疑いがあるとみて要注意扱いとするのが通常である。繰延資産を全て控除したうえで修正貸借対照表を作成する銀行もある。
- 22 銀行の与信判断上は、賞与引当金、退職給付引当金のように債務性があり法律上の債務として処理されるべきものが決算書に計上されていることを確認する必要がある。簿外負債の存在の有無を点検することは与信審査上重要である。
- 23 中小企業の一部には、税引前当期純利益からは「法人税及び住民税」のみを控除して、事業税を現金基準で納付時に租税効果として計上する事例や、「法人税、住民税及び事業税」の金額を概算で求めたり、 損益計算書には計上せずに利益処分で行う事例もあるといわれる(上西 [2006] 139 頁)。
- 24 これらは、銀行が与信審査時に融資先企業の資産査定、回収可能性を判断するうえで必要な会計情報ばかりである。したがって、貸借対照表等に関する注記は中小会社にこそ必須とすべきであると筆者の一人 = 平野は考える。
- 25 銀行にとって「キャッシュ・フロー計算書」は本章第1節で述べたとおり、融資先企業の資金繰りや、 財務流動性をみるうえで有用な会計情報であるといえる。キャッシュの動きは操作しにくい。現状は資金 繰り表を銀行側で(または企業側に依頼して)作成している。銀行は、少なくとも会計参与を設けた中小 企業に対しては、キャッシュ・フロー計算書の作成を求めたいところである。

文 献

安藤英義・伊藤眞・小宮山満・浅井万富・柳澤義一(座談会)[2005]「「中小企業の会計に関する指針」(公開草案)をめぐって」『JICPA ジャーナル』No 602 (2005 年 9 月)

安藤英義・近藤順茂・辻正雄・中島弘雅・野村重信(責任編集)[2007]『貸付用語辞典第9版』銀行研究社 伊藤邦雄「2006]『ゼミナール現代会計入門(第6版)』日本経済新聞社

石川純治 [2006] 『変わる社会,変わる会計』 日本評論社

伊藤博志 [2004] 「中小企業の資金調達と会計基準」『大阪経大論集』第 55 巻第 4 号(大阪経大学会 2004 年 11 月)

岩崎勇 [2006] 『中小企業会計指針の読み方と処理方法』税務経理協会

石川純治 [2006] 『変わる社会,変わる会計』 日本評論社

上西左大臣 [2006] 『「中小企業の会計に関する指針」と実務』 税務経理協会

上村達男・金児昭 [2007] 『株式会社はどこへ行くのか』 日本経済新聞社

岡崎一郎 [2001] 『事例に学ぶ粉飾決算・倒産予知の基本』社団法人金融財政事情研究会

岡部孝好 [1995] 「債権者保護のための会計を考える」 『関西大学商学論集』 第40巻第2号 (1995年6月)

小栗崇資 [2005] 「会計ビッグバン」会計学中辞典編集委員会 (編) 『会計学中辞典』青木書店

格付研究会(秋山真一郎他) [2006] 『中小企業の会計指針と決算書~新会計指針で何がどう変わったか~』 近代セールス社

加古宜士・北川慎介・坪田秀治・加藤厚・勝野成紀・柳澤義一 (座談会) [2002] 「中小会社の会計のあり方について―日本公認会計士協会及び中小企業庁研究報告書の討論―」『JICPA ジャーナル』第 567 号 (2002 年 10 月)

数阪孝志「リレバンの成果と中小企業金融の課題」『商経論叢』第 43 巻第 1 号(神奈川大学経済学会 2007 年 5 月)

岸田貞夫 [1996] 「益金に関する「別段の定め」の基本問題」 『法人税法における「別段の定め」の基本問題』 (『税務研究』第7号,税務研究学会平成8年)

近畿税理士会調査研究部「2006」『中小企業の会計に関する指針ガイドブック』

金融庁 [2005]「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組 み実績と総括的な評価について」http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050629-3.html

金融庁 [2007] 「地域密着型金融(平成 15~18 年度第 2 次アクションプログラム終了時まで)の進捗状況について」http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20070712-2.html

国民生活金融公庫 [2007.12.18] 「中小企業の銀行借り入れに関する実態調査」

斉藤卓也 [2006] 「中小企業金融システムの概観」(藪下史郎,武士俣友生 (編著) 『中小企業金融入門 (第 2 版)』東洋経済新報社,第3章所収)

齊藤稔 [1995] 「税務会計と企業会計」(齊藤稔・斎藤力夫(編著)『税務会計の理論と実務』第1章所収)

品川芳宣・大西修・高橋泰三・宮口定雄 (座談会) [2003] 「「中小会社会計基準」と信頼される中小会社の 計算書類」『税理』第46巻第7号 (2003年5月)

園弘子 [2007] 「手形における備忘記録および偶発債務開示の意義——偶発債務開示の一般化を背景として——」横浜国立大学経営学科『日本簿記学会第 23 全国大会報告要旨集』

高井英男 [2007] 『すぐに役立つ中小企業の「与信管理」実務』セルバ出版

高田順三 [2006]「中小会社と会計参与制度」(武田隆二(編著)[2006]『新会社法と中小会社会計』中央経済社,第6章所収)

高寺貞男 [2003] 「公正価値会計における利益特性の退化」『大阪経大論集』第 54 巻第 4 号(大阪経大学会 2003 年 11 月)

高寺貞男・草野真樹 [2004] 「公正価値概念の拡大―その狙いと弱み」『大阪経大論集』第55巻第2号(大 阪経大学会2004年7月)

武田隆二 [2006]「新会社法と中小会社会計」(武田隆二 (編著)『新会社法と中小会社会計』中央経済社, 第1章所収)

武田隆二(編著) [2003] 『中小会社の会計:中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』 中央経済社

田中恒夫 [2006] 『企業評価論――財務分析と企業評価―― (第4版)』 創生社

田中弘 [2002] 『時価主義を考える (第3版)』中央経済社

田中弘 [2003] 『時価会計不況』 (新潮選書 013) 新潮社

田中弘 [2004] 『不思議の国の会計学』 税務経理協会

田中弘「2007」『新財務諸表論(第3版)』税務経理協会

中小企業庁 [2002] 「中小企業の会計に関する研究会報告書」

http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002888/

中小企業庁 [2003] 「中小企業金融の現状」(平成15年5月)

中小企業庁 [2007 a] 「中小企業の会計 31 問 31 答(平成 19 年 4 月指針改正対応版(リニューアル版)」 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei31/index.htm

中小企業庁 [2007 b] 『中小企業白書』 ぎょうせい

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h 19/h 19_hakusho/index.html

中小企業庁 [2007 c] 「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査結果」

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/070905kaikei_enquete.html

角ヶ谷典幸 [2006]「現在価値の転換――公正価値会計の台頭とその影響――」『會計』第 170 巻第 4 号(森山書店 2006 年 10 月)

津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店

都井清史[2007]『税理士と社長のための「中小企業の会計指針」実務ガイド(第2版)』中央経済社

長岡勝美 [2004]『「中小企業の会計」と税務』税務研究会出版局

中島久 [2002] 『融資審査と定性分析――新時代の融資審査』BSI エデュケーション

中村中 [2005 a] 『中小企業経営者のための銀行交渉術』, TKC 出版

中村中 [2005 b] 『中小企業経営者のための格付けアップ作戦』, TKC 出版

中村中・森田昭男 [2004] 『中小企業と地域活性化のためのリレーションシップバンキング』中央経済社

西川登 [2003] 「非公開中小企業のための会計基準のあり方――中小企業・日税連・会計士協会の考え方の

- 比較検討——|『商経論叢』第39巻第2号(神奈川大学経済学会2003年11月)
- 西川登 [2005] 「「中小企業の会計」の統合化と会計指針の権威」『商経論叢』第 40 巻第 4 号(神奈川大学経済学会 2005 年 3 月)
- 西川登 [2008] 「誰が為に金は成る――カジノ資本主義に於る会計――」『経済貿易研究』第 34 号(神奈川 大学経済貿易研究所 2008 年 3 月)
- 日本公認会計士協会 [2003] 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」(会計制度委員会研究報告第8 号,2003年6月2日)
- 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005 a] 「Press Release: 「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」の設置について | (平成17年3月23日)
- 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005 b] 「中小企業の会計に関する指針」(平成17年8月1日)
- 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005 c] 「Press Release:「「中小企業の会計に関する指針」の公表について」(平成17年8月3日)
- 日本税務研究センター(編集)[2006]「PERSON 弥永真生[会社法改正の基本的な考え方]」『税研』第 21 巻第 6 号(日本税務研究センター 2006 年 5 月)
- 日本税理士会連合会 [2002 a]「「中小会社会計基準研究会」報告書~中小会社会計基準草案~」(平成 14 年 9 月 3 日。『月刊税理』平成 14 年 11 月号に掲載)
- 日本税理士会連合会 [2002 b]「中小会社会計基準」(平成 14 年 12 月 19 日。『月刊税理』平成 15 年 2 月号 に掲載)
- 日本税理士会連合会監修 (2005 a) 「会計参与向けの中小会計基準一本化へ始動」『旬刊速報経理』第24巻 第3号 (2005 年1月21日)
- 日本税理士会連合会監修 (2005 b)「旬を聞く「構成ナル会計慣行」は一つとは限らない:「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」委員・筑波大学大学院教授弥永真生氏に聞く」『旬刊速報経理』 第24巻第12号 (2005年4月21日)
- Harrington,Scott E. and Gregory R. Niehaus [2004] *Risk Management and Insurance*, 2nd ed., McGraw- Hill Co.Inc. 米山高生・箸方幹逸(監訳)[2007]『保健とリスクマネジメント』東洋経済新報社
- 平川忠雄(編),中島孝一・佐々木京子(著)[2005]『中小企業会計指針の入門 P&A』税務経理協会 広瀬義州 [2007]『財務会計(第7版)』中央経済社
- Brealey,Richard A.,Steawrt C. Myers and Franklin Allen [2008] *Principles of Corporate Finance*, 9th ed., McGraw- Hill Co.Inc. 藤井眞理子・国枝繁樹(監訳)[2007]『コーポレイト・ファイナンス(第 8 版)』日経 BP 社
- 右山昌一郎 (監修), ビジネス会計人クラブ会計参与チーム (著) [2005] 『Q&A 中小企業を支援する会計参 与制度』大蔵財務協会
- 宮口定雄 [2005] 『早わかり会計参与制度』清文社
- 宮口定雄・杉田宗久(編)[2003]『中小会社の会計基準と税務』清文社
- 村本孜 [2005] 『リレーションシップ・バンキングと金融システム』 東洋経済新報社
- 柳澤義一 [2006] 「「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と「中小企業の会計に関する指針」」(武 田隆二(編著)『中小会社の会計指針』中央経済社,第5章所収)
- 山下和広・深野一朗・河野幸久・岩田一喜 [2005] 『2 週間でマスター中小企業の会計に関する指針』大蔵 財務協会
- Ross, Stephen A., Randolph W. Westerfield and Jeffrey F. Jaffe [2005] *Corporate Finance*, 7th ed. McGraw-Hill Co. Inc. 大野薫(訳)[2007] 『コーポレイト・ファイナンス 〔第7版〕』金融財政事情研究会
- 渡辺良夫 [2001] 「プルーデンス政策の現状と課題」(高木仁・黒田晁生・渡辺良夫(編著)『金融市場の構造変化と金融機関行動』東洋経済新報社,第2章所収)

34 商 経 論 叢 第 43 巻第 3 · 4 合併号 (2008.3)

現行の「中小企業の会計に関する指針(平成 20 年版)」および「「中小企業の会計に関する指針」新旧対 照表」は次の各ホームページより入手可能。

日本公認会計士協会 http://www.jicpa.or.jp

日本税理士会連合会 http://www.nichizeiren.or.jp

日本商工会議所 http://www.jcci.or.jp

企業会計基準委員会 http://www.asb.or.jp